



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

## 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 外国人雇用状況

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 太陽光発電による収入の所得区分

### NEWS1. 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

～外国人労働者数は約72万人。届出義務化以来、過去最高に～

厚生労働省はこのほど、平成25年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめ公表しました。

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者※で、数値は平成25年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しません。※特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

#### 【届出状況のポイント】

○外国人労働者数は717,504人で、前年同期比35,054人、5.1%の増加(平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高)

○外国人労働者を雇用する事業所数は126,729か所、前年同期比6,998か所、5.8%の増加(同上、届出義務化以来、過去最高)

○国籍別では、中国が最も多く303,886人(外国人労働者全体の42.4%)。次いでブラジル95,505人(同13.3%)、フィリピン80,170人(同11.2%)の順

○在留資格別では、「専門的・技術的分野」の労働者が132,571人で、前年同期比8,312人、6.7%の増加。また、永住者や永住者を配偶者に持つ人など「身分に基づく在留資格」は318,788人で、前年同期比10,099人、3.3%の増加。

増加傾向にある外国人労働者ですが、雇用の際は、「外国人雇用状況の届出」の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

### NEWS2. (書籍の紹介)

#### 統計学が最強の学問である 西内 啓 著

内容(「BOOK」データベースより)

あえて断言しよう。あらゆる学問のなかで統計学が最強の学問であると。どんな権威やロジックも吹き飛ばして正解を導き出す統計学の影響は、現代社会で強まる一方である。「ビッグデータ」などの言葉が流行ることもそうした状況の現れだが、はたしてどれだけの人が、その本当の魅力とパワフルさを知っているだろうか。本書では、最新の事例と研究結果をもとに、今までにない切り口から統計学の世界を案内する。

この本で勘に頼った仕事からの卒業はできるでしょうか？



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## NEWS3. (税務)

## Question

街を歩くと太陽光発電設備をよく見かけるようになりました。設置することで電気料金は減少し、さらに余剰電力は売却出来ると聞き、自宅と所有している賃貸不動産に設置しようかと検討しています。そこで、設置した際に発生する売電収入は、所得税の申告が必要なのでしょうか？

## Answer

固定価格買取制度に基づきその余剰電力を電力会社に売却した場合は、所得税の申告が必要です。申告する際の所得区分は、自宅に設置した場合や賃貸不動産に設置した場合、さらには一部を売電する場合、全部を売電する場合で異なります。

各ケースごとに下記解説にてご説明致します。



## 【解説】

## 1. 賃貸不動産に設備を設置し、一部を売電している場合

賃貸不動産に太陽光発電設備を設置し、これにより発電した電力をその賃貸不動産の共用部分で使用し、その余剰電力を電力会社に売却しているケースでは、その余剰電力の売却収入は、『不動産所得』に該当すると考えられます。

## 2. 賃貸不動産に設備を設置し、全部を売電している場合

賃貸不動産に太陽光発電設備を設置し、全量売電を行っている場合の売電収入は、※それが事業として行われている場合を除き、『雑所得』に該当すると考えられます。

## 3. 自宅に設備を設置し、一部を売電している場合

自宅に太陽光発電設備を設置し、余剰電力を電力会社に売却しているケースでは、その余剰電力の売却収入は、『雑所得』に該当すると考えられます。

## 4. 自宅に設備を設置し、全部を売電している場合

自宅に太陽光発電設備を設置し、全量売電を行っている場合の売電収入は、※それが事業として行われている場合を除き、『雑所得』に該当すると考えられます。

## ※事業として行われている場合

2または4のケースにおいて、太陽光発電を事業的規模で行っていると判断されれば、事業所得として申告することになります。事業所得の場合、税務上のメリット(青色申告や損益通算など)を享受できます。

事業的規模かどうかの判断は、税理士など専門家にご相談ください。

## ～事業的規模と認められる主なケース～

- ・賃借した建物や土地の上に設備を設置したとき
  - ・土地の上に設備を設置した場合で、当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき
  - ・電気主任技術者の選任を行っているとき(出力量50kW以上の場合) など
- (資源エネルギー庁ホームページより抜粋)

## 根拠条文等

週刊税務通信 NO.3297 (20頁～22頁)

国税庁 質疑応答事例

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850